

# 平成 28 年度事業計画

本年 1 月 1 日より番号制度が本格稼働し、その活用による行政の効率化や国民の利便性の向上が期待されているなか、地方公共団体においては、地方公共団体内及び他地域並びに他機関との情報連携の拡張などの重要性が高まっており、また、自治体クラウドやWi-Fi等の導入など情報通信技術が大きく変化していく状況を踏まえた行政情報システムの構築が課題となっています。

今年度、当協会は、昨年に引き続き、地域情報化を支える地域情報プラットフォーム（システム連携基盤）の構築の推進、地方公共団体で共通利用可能な公共アプリケーション（防災、医療、教育等）の検討・整備等、並びに地域情報化の普及促進策として人材育成、地域の先進的な情報化の取組に関する情報収集と事例紹介のための活動に取り組み、行政情報システムの改革や地方創生をはじめとする国等の施策の実現に寄与してまいります。また、引き続き、東日本大震災の復興支援のための専門家の重点的派遣などを行い、地域情報化の健全な進展に貢献することとします。

今年度に予定する主な事業は、次のとおりとします。

## 1. 地域 ICT サービスの展開を推進するための連携基盤の整備

当協会ではこれまで積極的に地域情報プラットフォーム標準仕様（以下「同標準仕様」という。）の普及促進活動を進めてきた。この結果、同標準仕様に準拠する製品数が、毎年、大幅に増加している状況にあり、平成 27 年度においても増加傾向は一層高まり、平成 28 年 2 月末時点では 1,036 ユニット製品が登録されている状況下にある。また、各ユニット製品間のデータ連携を確認する相互接続試験を実施しており、その製品数も年々増加の傾向にある。

- ・平成 21 年 3 月末 50 ユニット製品
- ・平成 22 年 3 月末 115 ユニット製品
- ・平成 23 年 3 月末 269 ユニット製品
- ・平成 24 年 3 月末 429 ユニット製品
- ・平成 25 年 3 月末 629 ユニット製品
- ・平成 26 年 3 月末 769 ユニット製品
- ・平成 27 年 3 月末 887 ユニット製品

このように、自治体システムが同標準仕様に準拠していることがデファクトスタンダードとなりつつある現状を踏まえ、地方公共団体には、システム調達の際に合理的かつ自由度の高い製品選択が可能となるよう、また企業には、競争力の高い相互接続製品の拡充が可能となり得るよう標準仕様の普及活動を推進する必要がある。

また、以上のような外部環境を鑑みると、法制度改正による同標準仕様の現行化を速やかに図るとともに、最新の標準仕様での相互接続確認を強化することで準拠登録・相互接続確認製品を拡充させ、同標準仕様の市場への普及・浸透の実績を確実に積み上げることが必要である。

一方、普及・浸透にさらなる弾みをつけるためには、地方公共団体間、及び国と地方公共団体の間の業務サービス連携に関する仕様について継続的な検討を続けるとともに、速やかに同標準仕様へ追加を図る必要がある。その際には、国が進めている番号制度等を十分に踏まえた上で進めていくものとする。

以上の方針を踏まえた上で、以下の 3 点を大きな活動の柱とする。

## I. 法制度改正への迅速な対応とその他の仕様強化

地方公共団体の業務システムへの影響度が大きいと想定される法改正を中心に、速やかに標準仕様へ反映する。特に番号法及び関係法律の整備が進み、これの対応に関しては、地方公共団体の番号制度対応が喫緊の課題となっていることを受け、最新の決定内容を迅速に取り込み、必要な同標準仕様改訂を行う。

また、同標準仕様に対して会員である地方公共団体や企業等から意見や要望等が発生した場合には、各 WG にて協議を実施した上で同標準仕様等へ反映させ、同標準仕様の持つブランド力の維持・強化を図る。

## II. 準拠登録製品、準拠登録・相互接続確認製品の拡充

相互接続確認イベント等を通じて同標準仕様への準拠登録・相互接続確認製品をさらに拡充させることで、同標準仕様の市場への普及・浸透を図る。特に団体内統合宛名機能に関する準拠確認が可能となったことを受け、番号制度対応に関わる準拠登録の推進を図る。

また、自治体のクラウド対応推進の観点からクラウド製品の準拠登録を推進し、クラウド対応製品の普及促進に貢献する。

## III. 番号制度対応支援の強化と自治体クラウド導入促進への貢献

番号制度の動向並びに自治体クラウドを中心としたクラウド導入状況を視野に入れ、必要な標準仕様の強化及び普及、啓発活動を行う。具体的には番号制度の対応した標準仕様の普及と活用についての検討や啓発、クラウド導入を促進するための仕様強化や情報発信、地方公共団体支援などの検討を行う。

最終的な成果物としては、以下の2点とする。

- ・「地域情報プラットフォーム標準仕様書（改訂版）」
- ・「地域情報プラットフォーム基本説明書（改訂版）」

なお、技術専門委員会の WG 体制については、平成 27 年度の 2WG 体制（標準仕様 WG、GIS-WG）を継続する。

以下に、具体的な活動内容を示す。

### （1）標準仕様の強化

アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様については、地方公共団体間、国と地方公共団体間の業務サービス連携に関する技術的要件を精査し、WG 協議のうえ必要に応じて強化する。また、自治体のクラウド対応促進にむけてクラウド推進検討会議の検討結果や総務省事業の成果等と連携し、自治体が多様なクラウド環境においてコスト削減、住民サービス強化にクラウドの成果を十分に活用できるよう、必要な標準仕様の強化や今後の発展に向けての検討を行う。

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様では、番号制度に関連する法改正への対応や番号制度側のデータ標準等の変更に対応した修正を実施する。また、自治体のクラウド対応、とくにパブリッククラウド活用など新規分野の要請をうけて適宜強化、発展に向けた検討を進める。

地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様については、後述の相互接続確認イベントにおける相互接続テスト仕様の強化に関して継続検討を進め、新たな相互接続テストモデル（L2 テスト）の一層の普及、クラウド対応製品の準拠登録促進を図る。

GIS 共通サービス標準仕様については、地方公共団体、企業等からの要望等を踏まえて WG 協議の上、必要に応じて強化するとともに、標準仕様 WG や他委員会の関係 WG と協調・連携し、GIS 共通サービスの利用促進や普及促進についての検討を行う。

また、平成 26 年 10 月施行された改正災害対策基本法において、避難行動要援護者名簿の作成、被災者台帳の検討が制度化され、各地方公共団体とも対応を検討する必要性が生じている。これらの情報は、自治体業務アプリケーションユニットや GIS ユニットの情報とも連携が必要であり、技術専門委員会とアプリケーション委員会で連携し平成 27 年度に標準仕様化の検討を行った。昨年より引き続き平成 28 年度においても内閣府防災担当で被災者台帳のガイドライン化検討に則りその動向に合わせて引き続き検討を行う。さらに、家屋評価システムと G 空間連携においても平成 27 年度総務省事業の結果を踏まえて検討予定である。

## (2) 基本説明書の強化

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの概念・目的・効果等の基本的事項を記載した基本説明書について、以下(1)の地域情報プラットフォーム標準仕様の改版内容に合わせて、適宜内容の強化・見直し等を行う。

## (3) ガイドラインの改定

(1)の標準仕様本体の改版に合わせて、調達者向けに必要な事項等を取りまとめ適宜強化・改版を実施する。

## (4) 各ドキュメントの保守

上記の各ドキュメントに関する誤り等については早急に対応し、適宜リリースを行う。

## (5) 相互接続確認

新たな相互接続テストモデル(L2テスト)を中心に、同標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する相互接続確認イベントを継続して実施する。平成 21 年度より開始した本イベントは、平成 27 年度までに全 11 回実施し、参加企業数 40 社、参加製品数 336 ユニット製品にのぼる。

なお、今年度における実施回数・時期については、従前のおり会員企業向けの事前アンケートを行い、その結果を踏まえて決定する。

## (6) その他

### ア 準拠登録製品・相互接続確認製品の登録・公開

同標準仕様への準拠登録製品と準拠登録・相互接続確認製品の登録事務を行うとともに、準拠製品カタログ等を通じた周知活動を実施する。

### イ 地域情報プラットフォームの普及・啓発

番号制度対応ポータル、広域セミナー、Future 等の媒体を經由して、地域情報プラットフォームの地方公共団体による導入事例や本委員会における検討状況等を提供することで同標準仕様の普及・啓発を図る。

### ウ アプリケーション委員会等支援

アプリケーション委員会における各標準仕様の策定作業に対し、必要に応じた支援等を行う。また、アプリケーション委員会の成果物(最終仕様案)については、技術専門委員会にて最終審議を実施する。技術専門委員会で承認された各標準仕様は、会員向けに公開する。

## 2. 公共ネットワークを活用した公共アプリケーションの展開の推進

平成 27 年度活動成果を踏まえ、標準仕様の制定・改定、並びに公共アプリケーションに関

するプロモーション活動を行うこととする。併せて、準拠製品の登録に向けた活動を実施していく。

なお、アプリケーション委員会における検討にあたっては、引き続き他委員会との連携を図ることとし、特に技術専門委員会とは、密接な情報交換、連携を図っていくこととする。

また、各分野における政府関連施策（総務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、消防庁等）、標準化動向、技術動向や既に取り組みられている成果（地方公共団体等における先進事例等）も踏まえて、各分野での検討並びに対応を進めていくこととする。

## （１）防災アプリケーションに関する検討

安心・安全 WG では、防災分野をはじめとした「地域の安心・安全」の実現に向け、標準仕様の策定、地方公共団体における優良事例の展開等の活動を通じて、全国の地方公共団体が公共ネットワーク上で共通利用可能なアプリケーションを普及促進することを目標としている。

- ・ 防災分野における近年の動向を踏まえ、「防災業務アプリケーションユニット標準仕様」の改版を行い、防災アプリケーションの普及を促進する。（避難行動要支援者名簿、被災者台帳の正式ユニット化、防災情報共有ユニットの改版等）
- ・ 「防災業務アプリケーション標準仕様」の認知向上活動を行うとともに、引き続き自治体への認知向上及び SI ベンダ等への準拠製品登録の呼びかけに努める。
- ・ 地方公共団体の事例調査等を実施し、有用性を把握するとともに「防災アプリケーション基本提案書事例集」等の成果物作成及び「防災アプリケーション基本提案書」の内容を見直し、安心安全アプリケーション構築に向けたアドバイスや情報発信を行う。

### ア 防災業務アプリケーション普及 SWG

（ア） 「防災業務アプリケーションユニット標準仕様（Ver1.2）」の改版（防災情報共有ユニット）（総務省事業「G 空間防災システムと Lアラートの連携推進事業（防災クラウド情報システムの標準策定事業）」の事業結果を踏まえた見直し検討等）

（イ） 防災業務アプリケーションユニット標準仕様の準拠製品登録に向けた SI ベンダへの勧奨、及び地方公共団体への利活用促進

### イ 地域の安心・安全アプリケーション検討 SWG

（ア） 防災情報システムの先進事例の調査研究を行い事例集へ反映 → 防災アプリケーション基本提案書事例集の改版（Ver1.3⇒ Ver1.4）

（イ） 今年度の事例調査研究

① G空間防災システムと Lアラートの連携事業

② 土砂災害等における防災・減災システムの導入・調査研究

（ウ） 防災アプリケーション基本提案書の見直し継続検討

### ウ GIS-防災・業務システム連携 SWG

避難行動要支援者名簿、被災者台帳について平成 27 年度に作成したドラフト版をベースにして、自治体業務アプリケーションユニットとのインタフェース仕様を整理検討し、正式ユニットとして仕様化を行う。被災者台帳については、内閣府（防災）の検討事業の成果と整合を図る。

## （２）医療・健康・福祉アプリケーションに関する検討

医療・健康・福祉 WG では、平成 27 年度は、「健康情報活用基盤」にも大きな影響を与える「マイナンバー」や「医療等 ID」の検討が大きく動く時期であることから、これまでの検討経緯を踏まえながら、自治体に係る最新動向や自治体へのインパクトを中心に調

査・分析を行った。

平成 28 年度は、「医療等分野における番号制度の利活用等に向けた継続調査と実証事業等の成果展開」に向けて、以下に取り組む。

- ・番号制度における医療等分野での活用について継続調査を行う（マイナンバー制度、マイナンバーカードの利活用、医療等 ID について継続調査）。
- ・平成 28 年度に実施予定の PHR(Personal Health Records) 関連実証事業等の成果を取り入れ、各々の仕様に自治体（地域情報プラットフォームの活用等）の立場からの意見を述べ、仕様に反映して頂くよう働きかけを行う。
- ・健康情報基盤の調査を通じ、個々の健康情報基盤の特徴や有用性、導入に当たっての留意事項等の検討を行い、報告書を作成する。

### (3) 教育アプリケーションに関する検討

これまで教育 WG では、「教育情報アプリケーションユニット標準仕様の公開及び準拠製品の登録」「教育クラウド整備ガイドブック／事例集の公表」など校務の情報化を軸に教育情報化に向けた当面の課題解決につながる活動を推進してきた結果、準拠登録・相互接続確認製品が増え、多くの自治体で採用されるなどの実績にもつながっている。

しかしながら昨今、教科指導における情報通信技術の活用が大きく進展し、校務情報のさらなる活用や校務情報化を含む総合的な教育 ICT 環境整備が求められていることから、平成 27 年度からの 3 年計画の 2 年目として、教育の情報化に資するべく、①校務を中心としたデータ連携の高度化、②端末～クラウドまでを範囲とした実践的な環境整備情報の提供に取り組んでいく。

#### ア 校務を中心としたデータ連携の高度化関連【データ連携標準仕様 SWG】

##### (ア) データ連携標準の拡張

- ・標準仕様の制度改正への対応（義務教育学校対応）
- ・高等学校の指導要録/健康診断票の標準仕様普及活動

##### (イ) データ連携範囲の拡大に向けた情報収集・検討

- ・完全電子化に向けた検討
- ・学習記録データ活用に向けた検討
- ・単元コード化等への取組方針の設定
- ・調査活動（長崎市、秋田市、高知県のいの町、北九州市、三条市等 5 箇所程度）

#### イ 端末～クラウドまでを範囲とした実践的な教育 ICT 環境整備情報の提供【実践的な教育 ICT 環境検討 SWG】

##### (ア) 実践的な教育ネットワーク整備ガイド＜設計・運用編＞の最終版化

##### (イ) 実践的な教育ネットワーク整備ガイド＜拡張編＞（仮）

- ・ネットワークマイグレーションに関するガイドライン検討（ネットワーク増強ポイント、増強対策、移行方法など利用拡大情報の提供）

※総務省・文部科学省の事業と本ガイド内容の整合性検証・差分すり合わせ等で、完成スケジュールを年度末以降に見直す可能性あり

##### (ウ) その他

- ・ガイドライン、ガイドブック等過去の成果物のメンテナンス（質問・問合せ等見直しに向けたコメントを蓄積）

ウ 平成 27 年度からの 3 年計画（中間）たな卸しと見直し

エ 普及活動（自治体情報政策部門、教育委員会、教職員向けに APPLIC 教育 WG における校務情報化の取組みをわかりやすく紹介）を行う。

オ 校務情報化パンフレット改版を行う。

#### 【成果物目標】

- ・防災業務アプリケーションユニット標準仕様 Ver1.2 の改版  
(防災情報共有ユニット標準仕様)
- ・避難行動要支援者名簿・被災者台帳の正式ユニット化  
(避難行動要支援者名簿ユニット標準仕様、被災者台帳ユニット標準仕様)
- ・防災アプリケーション基本提案書 Ver2.0
- ・防災アプリケーション基本提案書事例集 Ver1.4
- ・医療等分野における番号制度の利活用調査及び健康情報活用基盤導入検討報告書(案)
- ・教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携小中学校版 Ver1.3
- ・実践的な教育ネットワーク整備ガイド<設計・運用編>最終版
- ・実践的な教育ネットワーク整備ガイド<拡張編> (仮)
- ・校務情報化パンフレット Ver2.1 (仮)

### 3. 情報通信インフラの利活用の促進

地域では、少子高齢化社会の進展などにより様々な課題を抱えており、これらの社会的課題を解消し、魅力あふれる地方を創生する上で情報通信の果たす役割は、ますます大きくなっている。

また、公共無線 LAN (Wi-Fi) は、2020 年のオリンピック・パラリンピックの東京開催に向けて、観光立国を推進する視点からその整備促進が国全体を挙げた大きな目標となっている。

このように社会的課題解決の切り札として、情報通信技術 (ICT) への期待が集まっているが、目的と手段を定めて、真に住民や利用者に役立つ ICT の利活用を推進することが重要である。地域 ICT イノベーション委員会は、国や地域における ICT 利活用の取組みや最近の地域情報化の現状を踏まえ、これまでの成果を継承・発展させて活動する。

以上の方針に基づき、今年度は以下の活動目標の実現に向け取り組むこととする。

#### (1) 次期地域情報化の実現に向けての提案

地方公共団体が直面する様々な地域課題を解決し、魅力あふれる地方を創生するためには、地域の特徴や状況、住民ニーズに対応して地域情報化を推進することが重要である。平成27年度は、従来の地域情報化を見つめ直して、新たな切り口や捉え方などを加えて地域イノベーションモデルの検討を行った。平成28年度は自治体と事業者をマッチングさせるための実証をAPPLICホームページ上でを行い、実装に向けた検討を進めると共に、少しでも多くの地域で情報化の取組が進むよう、地域情報化を進める上で課題を抱えている地方公共団体を交えて、平成27年度成果の有効性・実現可能性を検討し、自治体へのイノベーションモデルの普及促進を目指す。

#### (2) ICT利活用事例の収集と普及促進

ブロードバンド整備後の地域振興等を目的にして利活用事例を集めて、水平展開を図ってきた。今後も継続して、地域の情報化を促進するため、国の推進事業や各地域の取り組み事例をICT利活用事例集にまとめて水平展開を図る。また、これまでの掲載事例についても状況確認を行って最新化を図って改訂する。

また、これらの事例を成果物として冊子にまとめて委員会・WGで配布するとともに、APPLICホームページで公開して普及促進を図る。

### (3) 条件不利地域におけるICT利活用の促進

これまで、離島、中山間地及び半島などの条件不利地域の課題解決に向けてICT利活用サミットを開催して地域特有の問題に対して要望集約や情報交換・共有を行ってきた。

現在でも離島や半島などの条件不利地域では、通信環境や地域情報化について課題があるものと考え、地域特有の問題に対して要望集約や情報交換・共有を目的として、離島や半島などを対象にしてサミットを実施する。

### (4) 自治体Wi-Fi利活用ガイドブックの更なる更新

地方公共団体が直面する自治体Wi-Fiに関する様々な課題（ランニングコスト、人材不足等）を解決するためには、地域の特徴や状況、住民ニーズに対応して自治体Wi-Fi利活用及び運用を推進することが重要である。平成27年度は、導入事例を更に盛り込み、自治体の立場に立った自治体Wi-Fi利活用ガイドブック（Ver. 1.1）の策定を行った。

本年度は、更に自治体Wi-Fi利活用ガイドブックVer1.1をVer1.2に更新すべく、導入済み、あるいは未導入で検討中の地方公共団体を交えて自治体Wi-Fiの導入、運用に向けた検討を進めると共に、少しでも多くの地域で自治体Wi-Fi導入、継続的な運用を進めるため、平成27年度成果の有効性・実現可能性を検討する。

### (5) 自治体Wi-Fi導入におけるガイドブックの利活用促進

自治体Wi-Fi利活用ガイドブックVer. 1.1のAPPLICホームページへの周知、各種セミナーを通じた教宣活動を行い、APPLICの支援体制の在り方、とりわけ自治体間の情報共有、テクニカルサポート、支援の仕組みの構築、運用といった観点について、検討を進め、支援体制の確立をめざす。また、Wi-Fiを核にしたビジネスを模索する事業者と、ソリューションを求める自治体との橋渡しができるように、製品ラインナップ、周知、広報活動をどうあるべきか検討し、自治体Wi-Fi利活用ガイドブックVer1.2の一部に成果を盛り込む。

### (6) 交流勉強会の開催

自治体Wi-Fi普及促進WG及び地域情報化促進WGともに、H27年度に実施した交流勉強会では自治体、事業者の数多くの参加があり、好評を博した。オフラインでの課題共有、解決手段の検討の場を設けることは非常に有意義であり、継続して本年度も開催する。

### (7) 実施に当たって

本委員会の活動にあたっては、技術専門委員会、アプリケーション委員会、普及促進委員会との連携を図るものとする。また、各分野における政府関連施策、標準化動向、技術動向等を勘案しつつ、それぞれの分野で既に取り組みされている成果（各地方公共団体等における先進事例等）を参考にするものとする。

さらに、検討を進めるにあたっては、関係団体や関係組織などに幅広く参加を呼びかけ、検討体制の整備を行って実施することとする。

#### 【成果物目標】

- ・地域情報化に係るガイドブック更新
- ・ICT利活用事例集（Ver11.0版）
- ・ICT利活用 サミット実施報告書
- ・自治体Wi-Fi利活用ガイドブック Ver1.2

#### 4. 地域情報化を推進するための普及活動

地域情報プラットフォームについて、自治体クラウドとの一体化による導入の促進、APPLIC テクニカルアドバイザー（以下「ATA」という。）の派遣などによりさらに普及促進を進めるとともに、地域のニーズに応えた地域情報化広域セミナー等を開催する。

具体的には以下のとおり。

##### (1) 人材育成

ICT の効果的な導入により業務効率化やサービス向上を目指す地方公共団体情報化、地域情報化などに総合的に対応できる人材の育成を目指し、自治体 CIO 育成研修を実施するとともに、地域 ICT 人材に関するスキルの標準化を目指す。

##### ア 地方公共団体職員を対象とした CIO 育成研修の実施

自治体 CIO 育成研修は、「IT 投資評価・ガバナンス編」並びに「全体最適化と調達・運用設計編」を統合した形で実施することとする。

なお、引き続きこれまで本研修に参加していない地方公共団体の参加を呼びかけスキルの標準化を目指すとともに、自治体クラウドや番号制度に絡む庁内連携など新たな取り組み踏まえ総務省が開発した研修教材の活用を図る。

##### イ 自治体クラウド研修の実施

自治体クラウド研修は、より身近に研修を受講していただくよう、番号制度に絡む庁内連携や自治体クラウド等について、各地方総合通信局等や電子自治体推進協議会と連携して実施する。

##### (2) 地域情報化広域セミナー等の開催

地域情報化施策、ICT 利活用の推進を図るため地方総合通信局等との共催による地域情報化広域セミナーを開催する。また、地域情報化に関する各種イベントには引き続き参加する。

##### ア 地域情報化広域セミナーの開催

地方総合通信局等との共催による地域情報化広域セミナーを普及啓発活動の一環として 3～4 地域程度で実施する。

##### イ APPLIC フォーラム 2017 の開催

3 月開催の技術専門委員会に合わせ総務省の施策情報提供並びに各委員会の活動状況の報告などを中心にフォーラムを開催する。

##### ウ 地方創生に資する「地域情報化大賞」等への参加と受賞対象案件の周知

総務省並びに、日本経済新聞社が主催する「地域情報化大賞」に関わることで、地域情報化の推進に寄与するとともに受賞対象案件を当協会の季刊誌である Future に掲載することで先進的な優良事例の周知を図る。

##### (3) 各委員会の平成 27 年度成果物の周知

各委員会の成果物については、ホームページでの公開とし、地域情報プラットフォームの標準仕様及びガイドラインについてはホームページからのダウンロード形式で地方公共団体及び会員に配布し、併せて、ベンダ会員の協力により地域情報プラットフォーム準拠製品カタログを作成し配布する。

##### ア 説明会等の開催

APPLIC 会員を対象とした、各委員会の成果物に関する説明会、APPLIC フォーラム等の開催、並びにホームページによる情報提供を行う。

##### イ 説明員等の派遣

地方公共団体、各総合通信局等、NPO 団体など、地域からの講師派遣要請に対して、



説明員として講演会等に参加する。

(4) APPLIC テクニカルアドバイザー(ATA)の派遣

地方公共団体の約9割で地域情報プラットフォームの導入が進んでいる中で、地域情報プラットフォームを核とした庁内データの連携や有効活用施策に関する説明会、検討会などの開催要請に応じるとともに、新たにWi-Fiの普及啓発を目的とした専門家を加え地方公共団体の派遣要請に応えることとし、12地域を対象として実施する。

(5) 地域情報プラットフォーム Ver3.0 標準仕様を活用した自治体内庁内連携の検討

番号制度の運用が開始されているが、国や地方自治体間連携について、今後も対応すべき事項に対して幾つかのモデルとなる地方自治体を募り地域情報プラットフォーム Ver3.0 標準仕様を活用した自治体内庁内連携の為の分析手法やマイナンバーカードの活用に関して意見交換を行い、当該地域情報プラットフォーム Ver3.0 の普及展開を図る。

(6) 地方公共団体の動向把握

地方公共団体からのこれまでのセミナー、講演会、地方公共団体CIO育成研修の参加状況等进行分析し、地方公共団体の情報化の動向把握に努める。また、イベント、セミナー実施時等にアンケートを実施して参加地方公共団体の情報化の取組みについて把握する。

(7) 地方総合通信局等との連携

全国各地域の情報化を推進するために、地方総合通信局等とAPPLICの取組課題及び地方総合通信局等管内の地方公共団体等の情報化について意見交換を行う。

(8) 各種協議会に参画

総務省、内閣府などの委員会・協議会等に参加を行う。

(9) パンフレット等の作成

ア APPLICの取組を周知するためのパンフレットを継続して作成する。

イ 地域情報プラットフォーム等の地域情報化推進のためのパンフレットを更新する。

ウ 「地域情報プラットフォームを活用した業務改善とシステム調達の手引き」を継続して活用する。

エ プロモーションビデオを継続して活用する。

なお、パンフレット(セミナー等の資料集を含む)作成に当たっては、希望する企業からの関連広告を掲載し、経費節減に努める。

(10) APPLIC 通信及びホームページの充実

APPLIC 通信及びホームページにおいて、会員からの要望による調達情報、イベントの開催案内を掲載し、会員相互の利便性が向上するように積極的に取り組む。

5. 東日本大震災への対応

(1) 復興支援

東日本大震災の復興支援活動として東北総合通信局と連携を図りながらセミナー等の支援を行う。

(2) APPLIC テクニカルアドバイザー(ATA)の重点的な派遣

被災地における地域情報プラットフォームの導入支援や社会保障・税番号制度、自治体クラウド等の取組みに対応するためATAを重点的に派遣する。

## 6. 地域情報化アドバイザー派遣

総務省の地域情報化アドバイザー派遣等を業務とする、平成 27 年度の「地域情報化に向けた派遣型 ICT 人材の活用策に関する調査研究の請負」と同様の公募があった場合は、入札に参加する。

## 7. 総会等の運営

当協会の運営に当たって会員の意見を広く意見を求め、それらの意見を業務運営に反映させることを目的に会員総会を設置している。今年度も業務運営の基になる事業計画及び予算、並びに事業報告及び決算報告に係る評議員会及び理事会の決議事項について意見を伺うため会員総会を開催する。

## 8. 会員拡大への取組み

各委員会等の活動で得られた成果を広く普及・周知し、当協会の社会的役割を一層拡充するとともに、併せて財政基盤の確立を図るため、防災、医療分野での国の事業への参画や、自治体クラウド及び Wi-Fi などの注目される活動における会員拡大や、地域情報化セミナー、会員総会等に合わせて一般の方を含む会員以外でも参加できる講演会を開催するなどして、会員の拡大に取り組む。

## 9. 情報通信月間推進協議会事務局事務の運営

情報通信に関する関係団体が参加する情報通信月間推進協議会の事務局として、継続して情報通信月間の期間を中心とした全国各地で開催される情報通信の普及啓発のための行事の総括及び企画支援等の事務を行う。

・情報通信月間：5月15日～6月15日